

議会改革推進会議会議録

令和元年10月23日

亀山市議会

議会改革推進会議会議録

- 1 開催日時 令和元年10月23日(水) 午前11時11分～午前11時33分
- 2 開催場所 議場
- 3 出席議員
- | | | | | | |
|-------|------|-------|-------|--|--|
| 会 長 | 小坂直親 | | | | |
| 副 会 長 | 中崎孝彦 | | | | |
| | 草川卓也 | 中島雅代 | 森英之 | | |
| | 今岡翔平 | 新 秀隆 | 尾崎邦洋 | | |
| | 豊田恵理 | 福沢美由紀 | 森美和子 | | |
| | 鈴木達夫 | 岡本公秀 | 伊藤彦太郎 | | |
| | 前田耕一 | 前田 稔 | 服部孝規 | | |
| | 櫻井清蔵 | | | | |
- 4 欠席議員 なし
- 5 事務局 事務局 長 草川博昭 議事調査課長 渡邊靖文
水越いづみ 村主健太郎
- 6 案 件
1. 議会改革の取り組みの報告について
 - (1) 監視及び評価をどのように行っていくのか(通年議会について)
 - (2) 議会報告会の開催
 - (3) 新たな議決項目の必要性について(議会の議決事件)
 - (4) 機能が十分発揮できる議会及び委員会のあり方について(議長、常任委員会委員の任期について)
 2. 議会改革白書2019の作成について
 - (1) 検討課題一覧・スケジュールについて
 - (2) 各種委員会・会議の決定事項について
 3. 議会改革推進会議規定の一部改正について
- 7 経 過 次のとおり

午前11時11分 開会

○会長（小坂直親君） ただいまから議会改革推進会議を開会いたします。

初めに議会改革の取り組みの報告についてでございます。

亀山市議会では、議会基本条例を施行後、議会改革の道を閉ざすことなく継続的に推進するために、この議会改革推進会議と検討部会を設置し、さまざまな改革を進めております。本日は1年間の議会改革の報告の場として、この推進会議を開催させていただきました。

それでは、改選後の11月から1年間の議会改革の取り組みについて、服部部会長より説明をさせていただきます。

服部会長、よろしく申し上げます。

○議員（服部孝規君） それでは、報告をさせていただきます。

検討部会では、この1年間、事項書にもありますように、通年議会、議会報告会、議決事件の追加、常任委員会委員の任期、この4つの検討課題について検討してきました。

まず1点目の通年議会であります。

県内では、三重県議会、四日市市議会、鳥羽市議会、そして昨年5月からは、お隣の鈴鹿市議会が導入しております。

通年議会については、これまで長きにわたり検討課題として議論してきました。また、株式会社ぎょうせいから調査結果の報告を受けたほか、議会運営委員会が大津市議会や大阪府枚方市議会、徳島県小松島市議会等を視察しております。

検討部会では、通年議会のメリット・デメリットを中心に検討を重ねてきており、去る5月20日に開催しました推進会議では、議員各位からご意見もいただいたところであります。そして、再度検討部会で議論をした結果、通年議会導入には賛否両論ありますが、通年議会を今すぐ導入する必要性が見出せず、本市議会では、現行のままでも急を要する場合は臨時会、または市長の専決処分ですら十分対応できるとして、現時点では通年議会は導入しないとの結論に至りました。

ただしこれは一旦区切りをつけるものであり、必要があればまた再び議論をすることとし、検討課題としては継続扱いとするものでございます。

会長には後ほどこのような方向でよいのかどうか、推進会議としてこのことについての確認をお願いいたします。

次に、2点目の議会報告会です。

亀山市議会では、議会基本条例の制定前に議会のあり方等検討特別委員会において、直接市民と議会が話し合う場である議会報告会の扱いを議論しており、すぐに議会報告会を開催するのではなく、まずは委員会機能を強化して各常任委員会における所管事務調査活動の中で、テーマに関係する市民（団体）との意見交換を行い、最終的に市長に政策提言を行うこととし、ある程度力のついたところで市民への議会報告会を行うこととする2ステップ論という方向性が決められ、それに基づいて平成23年から所管事務調査をスタートさせ、これまで9回実施しております。

議会報告会は、他市議会の現状を聞いても、参加者の減少や固定化、要望を聞く場になってしまうなど課題も多く、一度やり始めると後戻りできないこともあり、慎重に検討を重ね、これだけのことをやるには全会一致にならないとできないとし、結果、全会一致にはならず、実施するとすればどうという体制で行うのか、意見の交換のテーマはどうするのかなど、議論のみ続けてきたところです。

また、これまで検討部会では、実際の報告会の現場視察として、四日市市議会の議会報告会を視察したほか、議会運営委員会では、滋賀県栗東市議会や兵庫県淡路市議会、大阪府柏原市議会等の視察を行いました。しかし、所管事務調査をスタートさせてから9年が経過し、いつまでも2ステップ論と言っている場合でもなく、方向性を決めるべき時期に來たと言えます。とはいえ、所管事務調査と議会報告会の両方を実施することは困難であります。

議会報告会の目的の一つは広報であり、これについては、議会報告番組やホームページ、議会だより等で十分であり、もう一つの目的である広聴の部分では、所管事務調査の意見交換会は人数が限られているものの、議会報告会の意見交換会を政策テーマ型で行っているのと同じであるとも言え、議会報告会の最終目的が、市民からの意見を聞いての政策提言であるならば、現行の所管事務調査により政策提言を行っていることから、所管事務調査の意見交換会を充実・発展させることで、亀山市議会の議会報告会として位置づければいいのではないかと結論に至りました。

なお、検討課題としては、所管事務調査の意見交換会を議会報告会として位置づけることから完了としますが、意見交換会の実施手法については、改めて正・副委員長会議で議論していただく必要があります。

会長には後ほどこのような方向でよいのかどうか、推進会議としてこのことについて確認をお願いいたします。

次に、3点目の議会の議決事件の追加でございます。

平成30年3月に、総合計画のほかに都市マスタープランを新たに議決事件に追加しましたが、他に議決事件とする計画はないか議論しました。立地適正化計画や公共施設等総合管理計画、パブリックコメントを行う計画等いろいろ意見は出されましたが、現時点で新たに追加を決定した計画はなく、今後も検討課題として継続して議論していくこととしております。

最後に、4点目の常任委員会委員の任期についてです。

昨年の改選時から先行して議長の任期を2年とし、委員の任期は現行のまま持ち越されましたが、委員の任期は委員会構成まで踏み込んでの議論が必要ですので、検討部会としての結論をまだ出しておりません。引き続き、最重要項目として検討を重ねていくこととしております。以上です。

○会長（小坂直親君） 服部部会長の報告は終わりました。

何か確認したいことやご意見等がございましたらどうぞ。

（発言する者なし）

○会長（小坂直親君） ないようですので、それではお諮りいたします。

まず、通年議会についてでございますが、現時点では、通年議会は導入せず、必要があればまた再び議論することとし、検討課題としては、継続扱いのまま当面は置いておくことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（小坂直親君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、議会報告会についてでございますが、所管事務調査の意見交換会を充実・発展させることで、亀山市議会の議会報告会として位置づけ、検討課題としては完了とし、意見交換会の実施手法については、正・副委員長会議で議論いただくことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（小坂直親君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

続いて、議会改革白書2019の作成についてでございます。

初めに、検討課題一覧・スケジュールについて事務局より説明いたさせます。

○議会事務局員（村主健太郎君） それでは、A3の資料5をごらんください。

検討課題一覧のスケジュールでございますが、これまで既に完了した青色部分の検討課題を含めてお示ししております。

1枚めくってください。

オレンジ色の項目でございますが、今期、検討部会で議題とした課題についてこの10月までの経過をお示ししております。

まず、検討課題10、議会報告会の開催については、先ほど推進会議として、所管事務調査の意見交換会を充実・発展させることで亀山市議会の議会報告会として位置づけ、検討課題としては完了とさせていただきましたので、完全に青色の完了項目となり、完了といたします。

次に、検討課題45、議長、常任委員会委員の任期、特に常任委員会委員の任期についてでございますが、昨年の改選時から先行して議長の任期を2年とし、委員の任期は現行のまま持ち越されましたが、委員の任期については、委員会構成まで踏み込んだ議論が必要であり、今後も引き続き最重要項目として検討を重ねていくこととなっております。

次に、検討課題36、議会の情報化についてですが、こちらにつきましては、議会活動におけるパソコンやタブレット端末等の利活用方法の検討が主な内容ですが、平成28年5月にタブレット端末を導入し、会議資料等についてできるものからペーパーレス化を図ってきております。タブレット導入の目的の一つにはペーパーレス化がありますので、今後さらにペーパーレス化を図っていくためには、執行部のほうのタブレット導入も必要になってきますが、こちらのほうも含めて今後も検討を継続していくということでございます。

次に、検討課題11、公聴会制度についてですが、これは地方自治法に定められている議会の権能の一つとして、審議する議案に係る利害関係者や有識者の意見を聞くことができる制度でございます。

平成27年度に、会議への参考人招致の制度とあわせて運用方針等の検討を開始しましたが、まず、当市議会では、先行して委員会での請願者の趣旨説明の制度を確立するために、その根拠とするため参考人制度のほう平成29年度に手続ができ上がりました。このため、公聴会制度についてはまだ運用方針、手続等について検討中ですので、継続としております。

次に、検討課題25、議会提出議案への市長等の意見表明につきましては、そのとおり議員提出議案に対する市長、執行機関の意見を示すプロセスについてでございますが、現在、その機会はありませんが、政策的なもの、予算措置が必要なものにかかわっては、一定の事前調整の必要性も考えられることから、こちらにつきましても継続して検討をしていくこととなっております。

次に、検討課題27、新たな議決項目の必要性についてですが、こちらについても先ほど部会長からおっしゃっていただきましたように、平成30年3月に、総合計画のほかに都市マスタープランを新たに議決事件に追加しましたが、他に議決事件とする計画について議論をいただきました。さまざまご意見がありましたが、新たに追加を決定した計画はなく、今後も検討課題として継続して議論していくこととしております。

次に、検討課題4、監視及び評価をどのように行っていくのか。

通年議会につきましては、先ほど現時点では導入せず、必要があればまた再び議論をすることとし、検討課題としては継続扱いのまま当面置いておく、一旦議論をしないこととする旨、決定されました。

最後に、検討課題38、議会事務局の機能強化についてでございますが、議会改革の推進に当たり、事務局のあり方等についての検討ということで、こちらにつきましても今後も継続していくということでございますので、よろしくお願いたします。

なお、現時点で検討課題41より下の5項目につきましては、未着手ということになっております。検討課題とスケジュールについての説明は以上でございます。

○会長（小坂直親君） ありがとうございます。

先ほどの説明について、何か確認したいことやご意見等がございましたらどうぞ。

櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） 済みません、ちょっと検討していただいたと思っておるんですけど、41の議員の政治倫理、議員としての政治倫理はやっていますけれども、さきの議会で、職員のコンプライアンス条例というのが出ました。そのときに、市長・特別職を除く職員に対するコンプライアンス条例ということで。市長においても、市長が任命される副市長、病院管理者等々、そこら辺にどう議会として踏み込んでいくか、ちょっとそれを検討していただくとありがたいと思っていますけれども、いかがですやろう。

○会長（小坂直親君） 服部議員。

○議員（服部孝規君） 今、櫻井議員から出されました課題41については、これはあくまでも議員の政治倫理への対応ということで、政治倫理指針の改正の検討という項目になっています。

今言われた問題については、これとはまた別の問題になろうかと思しますので、それはまた別途議論が必要かなあというふうに思います。

○会長（小坂直親君） 櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） といいますのは、課題29で、議員報酬（20条）で長期欠席者の対応について、長期欠席者に対する一つの議案を決めたという姿勢を示しておりますので、そういうものを含めて市長のほうへそういうような形で、職員にはコンプライアンスをやったと、自分は何もないという、俗に言うそんたくの問題ですわな。やっぱりそこら辺をきちっと規定していただくようにまたご検討いただければありがたいと思っていますが、いかがでしょうか。そういう意味合いです。

○会長（小坂直親君） 今、服部議員が言われたとおりなんやけれども、そういう意見があったということ私を私のほうから市長のほうには申し入れはします。そういう意見があったということだけを。

○会長（小坂直親君） 櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） 会長から市長に申してもらうという。

○会長（小坂直親君） そのような意見があったということについては、申し添えをします。

櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） はい。

またご返事はいただけますでしょうか。

○会長（小坂直親君） 返事はあるかないかは、聞きおくのか、それは市長の判断やで、聞きおくか、返答くれるかは、それはそのときの市長の判断やと思います。

櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） またその市長の判断をお聞かせ願いたいと思います。

○会長（小坂直親君） 聞きおく程度だろうと私は思うけど、まあ返事があれば聞きます。
ほかに。

（発言する者なし）

○会長（小坂直親君） なければ、次に、各種委員会・会議の決定事項について事務局より説明いたさせます。

○議会事務局員（村主健太郎君） では、説明いたします。

資料6の2019議会改革白書に掲載する各種委員会・会議の決定事項まとめのほうをごらんください。

平成30年11月以降の各種委員会や会議における決定事項について、白書に掲載させていただくことからご説明いたします。

まず、議会運営委員会では、5月31日に傍聴規則等の見直しをいたしました。

①の傍聴規則につきましては、議長が必要と認めるときは傍聴の定員を変更できることとし、傍聴受付簿の記入事項から年齢を削除しました。

また、傍聴席への持ち込みを禁止する携行品や傍聴者の遵守事項について表現を見直しました。なお、今回の改正で、撮影時のフラッシュやシャッター音だけを禁止事項としておりますが、運用上、これまで映像公開している会議のみ写真撮影及び録音を可としていましたが、今後は、傍聴時の遵守事項に写真撮影及び録音の禁止を明記していないことから、原則、公開会議は全て写真撮影及び録音を許可としております。

②の委員会の傍聴の取扱いに関する内規につきましては、傍聴の従来の内規を廃止しまして、会派代表者会議を除く全ての公開会議に適用するため、委員会等の傍聴の取扱いに関する内規として新規制定しました。

この内規では、委員会等の傍聴人の定員を8人とし、会議の招集権者が必要と認めるときは、定員の増減ができることとしました。また、委員会等では、会議の傍聴券は交付しないこととしました。#

次に、議案番号の付し方についてでございますが、5月1日から元号が令和となったことにより、本年6月定例会以降の議案書の議案番号について、年の途中で年号が変わった際も直前の議案番号から継続した通し番号としましたので、この際、白書にも記載しておくことといたします。#

次に、6月25日の議会運営委員会で、代表監査委員による決算審査結果報告について、従来のように予算決算委員会の冒頭ではなく、開会日の本会議終了後に予算決算委員会を開催して報告を受けることとしました。#

次に、質疑、質問通告の締め切り時刻について。#

令和元年9月定例会から、通告の締め切り時刻を午後3時から正午に変更しました。#

次に、9月4日に、市長・副市長の常任委員会及び議会運営委員会の出席につきまして、令和元年9月定例会から、総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、各分科会を含む予算決算委員会及び議会運営委員会に、市長及び副市長の出席は求めないこととしました。ただし、市長及び副市長の出席が必要な場合は、一定の手続により出席を求めることができるものとしました。#

次に、会派代表者会議において、平成31年3月12日、人事案件の取り扱いについては、副市長、教育長、教育委員会委員及び監査委員についてのみ、会派代表者会議での説明を受けることとしまし

た。#

次に、予算決算委員会において、平成31年1月18日に、当初予算説明会の開会時間をこれまでの10時から9時に改めることとしました。#

最後に、8月30日に、予算決算委員会理事会で、令和元年9月定例会から、予算決算委員会の補正予算の全体審査における分科会長報告の内容は、主な質疑・答弁を抽出したものとし、その他の質疑答弁の内容を補完するために、委員全員に各分科会の会議録を配付することとし、実際にそのように運用いたしました。#

各種委員会・会議の決定事項については、以上でございます。#

○会長（小坂直親君） 各種委員会・会議の決定事項についての説明は終わりました。

何か確認したいことやご意見ございましたらどうぞ。

（発言する者なし）

○会長（小坂直親君） なければ、本日確認させていただいた事項を含めて、1年間の議会改革の取り組みについて整理した亀山市議会議会改革白書2019を作成し、10月31日にタブレットのワンドライブにデータを掲載するとともに、議会図書館と議会事務局の閲覧用冊子を更新させていただきますのでご了承願います。

次に、議会改革推進会議規程の一部改正についてでございます。

5月20日の推進会議におきまして、検討部会で多くの議員から意見を聞くため、全員協議会の政策検討部会と同じように、会長が必要と認めるときは、会派に所属しない議員も検討部会の部会員とすることができるとする議会改革推進会議規程の改正案が検討部会から提案されましたが、その際に、この推進会議の場があるので、無会派からそれで意見をいただいたらよいのではないかとなどの意見があったことから、一旦保留とし、検討部会において再度検討した結果、検討部会としては、今回の改正は見送るとの報告がありましたので、ご承知おき願いたいと思います。以上でございます。

本日の案件は以上でございますが、ほかに何かございませんか。

（発言する者なし）

○会長（小坂直親君） なければ、以上で議会改革推進会議を閉会させていただきます。ご苦労さまでございました。

午前11時33分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 元 年 10 月 23 日

会長 小 坂 直 親